

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-03-14

秘甲第一七七号

(発行年 / Year)

1910

秘甲牙七七号

民法施行法第四十條ニ於テ從來獨立ノ財産
ヲ有スル社寺ハ民法上ノ法人ト為スル規程有
之ヲ得共社寺ハ特別ノ性質莫ク有スルモノナルニ依リ
當省ニ於テモ別ニ之ニ關スル法案ヲ制定致シ居
リ之ト牒稱スルノ如ク有之共之ヲキ曰法第四十條曰
社寺ノ文字割除相成度共凡及此令也
明治三十年十一月廿六日

内務次官 中村元澄

法典調査會 西尾武情博士謹啟